【重要】

令和7年6月22日

近畿地方会会員 各位

全病理の現状について近畿会員の皆様へご報告

近畿地方会執行委員会

広報252号（令和7年3月20日）の理事会報告掲載記事にて、またその他の情報から既にお気づきの方も多いかと存じます。全病理（以下、本会）は非常に難しい場面に差し掛かっておりますので、その現状についてお知らせ、ご報告をいたします。

広報に掲載されていた本会の解散準備に係る一連の動向について、5月16日に開催の第66回定時代議員総会にて、全国から参集した代議員から多くの質問・意見・発言がありました。（詳細については次号広報参照）

現在本会には会の継続を難しくする喫緊の課題が3点あります。

1. 会員数の減少に伴う収入減少による収支の不均衡（赤字決算の慢性化）
2. 定款に定める公益事業、特に「日本理学療法学会」の継続開催の見通しが不透明（学会を担う全国の地方会・支部での役員数の減少マンパワー不足）
3. 現会長の後継者の不在（現会長の高齢である点）

仮に本会が解散となった際に生じる最大の関心・問題は、「技能認定登録制度」が今後継続できるのか？また、どのくらいの期間継続できるのかということになると思います。会員の不利益を最小限とするべく同規定の改定が既に実施されています。但し「技能認定登録制度」は本会があっての制度であるため、厚労省の指導、他団体との協議を行っているところです。

本会解散の可否については、定款にその手続きが厳格に定められており、代議員総会での2/3の承認が必要であるため、事実上会全体としての同意がされないと実現は難しいと考えています。先般の代議員総会においても解散自体に、また、多くの会員がこの制度で就業しており解散すべきでないとの意見が多数ありました。

先に述べた3つの課題の内、①については協会資産売却承認決議の承認により、当面の財務状況の憂慮は回避可能となります。②及び③の課題については、今年度中に一定の方向が示されることが本会継続への鍵となります。

紙面の都合もあり、要点のみ簡略に記載いたしましたが、課題講習会等本会の事業は従来通り継続いたします。会員の皆さんに於かれては、ご意見、思うところがありましたら役員へお声かけください。

本会の解散が決して決定した訳ではありませんが、難しい状況にあるとご理解ください。近畿地方会としては、本会の継続を願う立場から理事会へ意見・要望・提案を継続していく所存です。

今後とも宜しくお願い申し上げます。